（定義）

第二条　［略］

2　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

［一～五　略］

六　電子提供措置　法第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。

七・八　［略］

九　計算関係書類　各事業年度に係る計算書類（法第百二条第二項に規定する計算書類をいう。第二十八条において同じ。）及びその附属明細書をいう。

（招集の決定事項）

第三条　法第五十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　法第五十四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニまで及びヘに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

［イ～ヘ　略］

ト　社員総会参考書類に記載すべき事項のうち、法第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項の規定による定款の定めに基づき同条第二項の規定により交付する書面（第二十八条において「電子提供措置事項記載書面」という。）に記載しないものとする事項

四　法第五十四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからニまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ　［略］

ロ　法第五十六条第三項において準用する法第五十五条第三項の承諾をした社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。ニ並びに第五条第二項及び第三項において同じ。）に対しては、当該社員の請求があった時に法第五十六条第三項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ハ　［略］

ニ　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、法第五十五条第三項の承諾をした社員の請求があった時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該特定社員又は社員に係る事項に限る。第五条第三項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

［五・六　略］

（定義）

第二条　［同上］

2　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

六・七　［同上］

八　計算関係書類　各事業年度に係る計算書類（法第百二条第二項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書をいう。

（招集の決定事項）

第三条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［号の細分を加える。］

四　法第五十四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからハまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ　［同上］

ロ　法第五十六条第三項において準用する法第五十五条第三項の承諾をした社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。第五条第二項において同じ。）に対しては、当該社員の請求があった時に法第五十六条第三項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ハ　［同上］

［号の細分を加える。］

［五・六　同上］